

## 年の途中で公的年金からの特別徴収税額が変更になった場合の例

令和3年度公的年金からの特別徴収税額が60,000円（令和3年度仮特別徴収税額30,000円、特別徴収税額30,000円）から、年の途中で72,000円に増額（令和3年度仮特別徴収税額30,000円、特別徴収税額42,000円）となった場合に差し引かれる税額は次のとおりです。

なお、令和4年度の公的年金からの特別徴収税額は60,000円とします。

税額変更時期	令和3年度				令和4年度		
	公的年金からの特別徴収税額	特別徴収			公的年金からの特別徴収税額	仮特別徴収 4・6・8月分	特別徴収 10・12・2月分
		10月分	12月分	2月分			
変更前	60,000円 (うち30,000円は4・6・8月に仮特別徴収済み)	10,000円	10,000円	10,000円	60,000円	各10,000円	各10,000円
～令和3年10月上旬	72,000円 (うち30,000円は4・6・8月に仮特別徴収済み)	10,000円	16,000円	16,000円	60,000円	各12,000円 前年度の税額の1/6ずつ	各8,000円 税額の残りの1/3ずつ
10月中旬～12月上旬			10,000円	22,000円 変更後の税額の残り			

税額変更時期	令和3年度		令和4年度				
	公的年金からの特別徴収税額	特別徴収 10・12・2月分	公的年金からの特別徴収税額	仮特別徴収		特別徴収	
				4月分	6・8月分	10月分	12・2月分
令和3年12月中旬～令和4年2月上旬	72,000円 (うち30,000円は4・6・8月に仮特別徴収済み)	各10,000円 ※1	60,000円	0円 仮特別徴収の停止 ※2		10,000円	各10,000円 税額の1/6ずつ
2月中旬～4月上旬				10,000円	0円 仮特別徴収の停止	各16,600円 税額の残りの1/3ずつ ※3	
4月中旬～					各10,000円	各10,000円 税額の残りの1/3ずつ	

※1 変更前の税額で公的年金から特別徴収され、残りの12,000円は市税事務所から送付される納税通知書（納付書）で納付していただきます。

※2 公的年金からの特別徴収税額の1/2（30,000円）を1・2期（6・8月）に市税事務所から送付される納税通知書（納付書）で納付していただきます。

※3 100円未満の端数がある場合は、最初に到来する公的年金の支給月に納付していただきます。

詳しくは、お住まいの区を担当する市税事務所へお問い合わせください。